

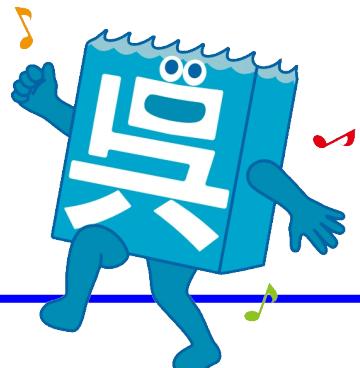
# 呉市空き家家財道具等 処分支援事業

空き家の利活用の促進を図るため、市内の一戸建ての空き家内の家財道具等を処分し、呉市空き家バンクに登録又は宅地建物取引業者と媒介契約を締結する場合に、費用の一部を予算の範囲内で補助します。

一戸建ての空き家内の家財道具等を処分し、呉市空き家バンクに登録又は宅地建物取引業者と媒介契約した場合

補助率  
**1/2**

上限額  
**10万円**



## 事業内容について

### 対象者

- 市内の一戸建ての空き家に残置する家財道具等を処分する空き家の所有者 又は相続等登記手続き中の配偶者又は親族等（申請時に戸籍証明書等、実績報告時に変更後登記証明書等の提出が必要です。）

### 補助対象経費

- 自らが処分を行う場合
  - ・ごみ処理手数料
  - ・トラック等車輿等リース料
  - ・特定家庭用機器（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機等）のリサイクル料金
- 専門事業者に依頼する場合
  - ・呉市一般廃棄物処理業者による処分費用（リサイクル料金が必要な家電やお仏壇の処分を含む。）

※市のごみ処理施設で処理できないものがありますので、ご注意ください。

※事業者によっては、リサイクル料金が必要な家電やお仏壇の処分ができない場合がありますので、予め事業者に確認してください。

### 補助要件

- 3年以上、呉市空き家バンクへの物件登録、又は、宅地建物取引業者と媒介契約（売買又は賃貸）を締結すること。
- 対象者が、本市の市税を滞納していないこと。
- 対象者が、暴力団員等でないこと。
- 令和6年12月13日までに交付申請書を提出すること。
- 令和7年2月末日までに、家財処分を完了し、実績報告書を提出し、令和7年3月14日までに請求書を提出すること。

※予算の関係上、申込み状況次第で上記期限前に申込受付を締め切る場合があります。

※既に売りに出されている又は賃貸されている物件等は補助対象となりません。

### 注意点・手続き上の期限等

- 家財道具等を処分する前に補助金交付申請手続きが必要です。
- 家財道具等の処分を事業者に依頼する場合、一般廃棄物処理業の許可を得ている事業者である必要があります。（家財道具等の処分は、関係法令等を守り適切に行ってください。）
- 解体が予定されている物件は補助の対象となりません。
- この補助金は、所得税法における一時所得に該当する場合があります。
- 令和6年度予算の範囲内で実施する事業です。

※その他、詳細については、お電話またはホームページでご確認ください。

### お問い合わせ先：呉市住宅政策課

〒737-8501 広島県呉市中央4丁目1番6号 呉市役所本庁舎5F  
(0823)25-3394 FAX(0823)24-6831

呉市公式キャラクター「呉氏」